

2023年12月19日

お客様、取引先の皆様へ

株式会社 住宅性能評価センター

確認検査業務に対する行政処分について

日頃より、株式会社住宅性能評価センターをご利用いただきありがとうございます。

2023年12月19日に国土交通大臣から建築基準法第77条の30第1項の規定に基づく「監督命令」を受けました。お客様ならびに関係者の皆さまにご報告するとともに、ご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止策を早急に策定のうえ法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

今回「監督命令」となりましたのは、地方公共団体が定める条例により制限をされていた「延べ床面積が1000㎡を超える建築物の敷地と道路との関係に適合する必要がある。」ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付したことが原因です。

なお、業務については通常通り営業を継続いたしますので、引き続きお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

以上